

NTT東日本から届出のあった活用業務に対して

総務省が行った確認の内容

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）から、平成27年11月16日付けで、総務大臣に対し、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、同項に規定する業務（以下「活用業務」という。）を営むことについての届出があった。

総務省において、当該届出に係る活用業務が同項に規定する範囲内で営まれることについて、届出の時点において届出書に記載された事項により確認した内容は以下のとおり。

1 届出の概要

今般届出のあった活用業務（以下「本件活用業務」という。）は、NTT東日本の既存のIP網（次世代ネットワーク（以下「NGN」という。）や地域IP網等）とは別個のサーバ設備を同社が構築又は調達し、当該サーバによるアプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、メールアドレス等の固有のIDを使用した情報の蓄積、再生若しくは転送等（以下「メール等送受信サービス」という。）の役務提供、又はそれらを組み合わせたサービスを行うとともに、当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能とするための回線区間（他の電気通信事業者から公募により調達するもの。）について料金設定を行うことにより、同社のIP通信網サービス契約者等に対し、NGNのSNIを介し（地域IP網のUNIを介する場合も含む。以下同じ。）若しくはインターネットを介し（同社のNGNや地域IP網を介さない場合も含む。以下同じ。）、又はその双方を介したアプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、メール等送受信サービス、又はそれらを組み合わせたものを利用可能とするものである。

また、必要に応じてIP通信網サービス契約者等に対してアプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、メール等送受信サービス、又はそれらを組み合わせたものを提供することを目的とする他の企業等にも上記の役務提供及び料金設定を行うものである。

この場合において、これらの役務提供及び料金設定は全国において行うものであり、また、当該サーバ設備によるアプリケーションサービス、ユーザデー

タの複製・保管サービス、メール等送受信サービス、又はそれらを組み合わせたものの利用を可能とするものであることを踏まえ、本件業務を活用業務として営むことについての届出があったものである。

2 確認の内容

NTT法第2条第5項において、NTT東日本及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）は、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内
- (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内

に限り、活用業務を営むことができると規定されている。

本件活用業務が、これらの範囲内で営まれるものであることについて、「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」（平成23年11月策定。以下「ガイドライン」という。）に則し、NTT東日本の届出書に記載された事項により、以下のとおり確認を行った。

3 確認の結果

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること
ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
 - ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合
- に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たっては、市販で調達可能なサーバ設備を構築又は調達するとともに、当該サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能とするために他の電気通信事業者との合意に基づき公募により調達したインターネット接続回線区間を利用することとしており、このための所要の資金は、XXXXXXXXXXであるとしている。

本件活用業務の実施規模及び同社の設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。

また、既存の経営資源の活用に関しても、設備については、本件活用業務を

実施することによりトラフィック増等が発生し、地域電気通信業務等に影響が生じるおそれがある場合には、必要な設備増強等を図ることで、地域電気通信業務等に影響が生じないように対処するとしている。さらに、職員についても、現在のＩＰ通信網サービスの提供業務を行う組織の職員を活用する予定であるとしているところ、本件活用業務の内容及びその実施規模を踏まえれば、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれも生じないものと考えられる。

以上のことから、本件活用業務は、ＮＴＴ東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

(2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

ガイドラインに基づき、

ステップ１ 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について検討し、

ステップ２ その上で、当該「おそれ」の程度に応じて公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討する。

1) ステップ１ 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することとされている。

このうち、上記①については、地域電気通信市場における競争が進展していない場合、ＮＴＴ東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれ大きいと考えられる。

また、上記②については、競争事業者がＮＴＴ東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、ＮＴＴ東西の設置するボトルネック設備への依存度が高いとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるＮＴＴ東西が活用業務を営むに当たって、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

NTT東日本からの届出書によれば、NTT東日本のIP通信網サービス契約者等が本件活用業務の対象になるとされているところ、本件活用業務の性質及び設備形態に鑑みれば、固定系ブロードバンドのユーザが本件サービスの主な対象になり得ると考えられる。したがって、本件活用業務に関する競争状況は、NTT東日本が電気通信役務を提供する地域電気通信市場のうち、固定系ブロードバンド市場を取り上げることが適当である。

また、本件活用業務は、NGNのSNIを介してサービスを提供する場合もあるところ、NGNの提供を受けるに際しては、アクセス回線としてNTT東日本が提供する光ブロードバンドサービスに加入していることが必要である。したがって、競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、あわせてFTTH市場についても取り上げることとする。

「電気通信事業分野における競争状況の評価2014」報告書（平成27年9月30日公表）のデータによれば、固定系ブロードバンド市場における平成27年3月末のNTT東日本のシェアを見ると、東日本地域において、57.2%を占めている状況である。

NTT東日本の市場支配力に関して、同報告書では、東日本地域において単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、契約数における事業者別シェアでは、2位の事業規模を有する競争事業者のグループが市場シェアを拡大していること、多数の競争事業者が事業展開をすることで、サービスの多様性が一定程度確保されていること、設備競争や加入光ファイバの事業者間取引を通じたサービス競争が展開され、実質的な料金の低廉化が一定程度進んでいること等も踏まえれば、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価されている。

また、事業者別シェアの数値のみを見れば、NTT東日本を含む複数の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあるが、固定系ブロードバンド市場における競争状況を勘案すれば、実際に協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価されている。

なお、西日本地域について見ると、NTT西日本の平成27年3月末のシェアは50.9%となっており、同報告書では、NTT東日本と同様、NTT西日本は、西日本地域において単独で市場支配力を行使し得る地域にあると考えられるが、実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価されている。

F T T H市場については、同報告書のデータによれば、平成27年3月末でのN T T東日本のシェアを見ると、東日本地域において、76.0%となっている状況である。

N T T東日本の市場支配力に関しては、同報告書では、引き続き単独で市場支配力を行使し得る地位にあると考えられるが、第一種指定電気通信設備に係る規制措置が講じられている中、N T T東日本の市場シェア低下と契約数ベースで2位の事業者のシェアの上昇が同時に進行していること、多数の競争事業者が事業展開をすることで、サービスの多様性が一定程度確保されていること、設備競争や加入光ファイバの事業者間取引を通じたサービス競争が展開され、実質的な料金の低廉化が一定程度進んでいること等から、N T T東日本が実際に市場支配力を行使する可能性は低いと評価されているところである。

また、事業者別シェアの数値のみを見れば、N T T東西を含む複数の事業者が協調して市場支配力を行使し得る地位にあるが、F T T H市場における前述の競争状況を勘案すれば、実際に協調して市場支配力を行使する可能性は低いと評価されているところである。

他方、本件活用業務は、N T T東日本のN G Nや地域I P網とは別個にサーバ設備を構築又は調達し、同社のN G Nや地域I P網サービス契約者等に対し、当該サーバ設備とN T T東日本の業務区域内のエンドユーザとの通信を可能とするために、N G NのS N I若しくはインターネットを介して、又はその双方を介して、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、メール等送受信サービス、又はそれらを組み合わせたものを提供しようとするものである。N T T東日本が本件活用業務において役務提供や料金設定を行おうとするのは、同社が構築又は調達するサーバ設備及び当該設備とインターネットとの間の通信回線部分であり、利用者が契約するインターネット接続事業者から提供を受けるインターネット接続役務に係る部分を含まないことを踏まえれば、このような業務形態は、必ずしも通信回線を設置することなく営むことのできるアプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス又はメール等送受信サービスと同種のものであると考えることができる。

アプリケーションサービスの競争の進展状況については、これまでの活用業務に対して総務省が行った確認の内容と同様に、競争事業者においても、市販のサーバ設備や多数の事業者が提供しているインターネット回線

を調達等することによって、同様のサービスを提供することが可能であり、現に様々な企業等がサービスの提供を行っているところ、例えば市場全体の契約数のうち約5割をNTT東西が占めている固定系ブロードバンド市場と比べても相当数の者が競争を行っている状況にあると推測できる。

また、ユーザデータの複製・保管サービスについても、アプリケーションサービスと同様に、競争事業者においても、市販サーバ設備や多数の事業者が提供しているインターネット回線を調達等することによって、同様のサービスを提供することが可能であり、現にインターネット接続事業者やプラットフォーム事業者等が付随的なサービスとして提供している等の状況に鑑みれば、相当数の者が競争を行っている状況にあると推測できる。

なお、メール等送受信サービスについても、アプリケーションサービスと同様に、競争事業者においても、市販サーバ設備や多数の事業者が提供しているインターネット回線を調達等することによって、同様のサービスを提供することが可能であり、現にインターネット接続事業者やソーシャルネットワークワーキングサービス事業者等が付随的なサービスとして提供している等の状況に鑑みれば、相当数の者が競争を行っている状況にあると推測できる。

以上を踏まえれば、NTT東日本が本件活用業務に関する市場において、地域電気通信市場における市場支配力を行使するおそれは高くないと考えられる。

ただし、市場支配力の行使の可能性は高くないものの、NTT東日本が固定系ブロードバンド市場及びF T T H市場において一定の市場支配力を有していると考えられることに鑑みれば、例えば、NTT東日本しか利用し得ないような同社のネットワークに係る機能を用いたり、同社のサービスと不適切にバンドルされたアプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス又はメール等送受信サービスを提供したりする結果、競争事業者が当該機能等を利用しなければ実質的に同等のサービスを提供することができなくなるようにすることや、同社が他の事業者との接続の業務に関して知り得た情報を不適切に当該サービスに流用すること等、同社が地域電気通信市場における市場支配力を本件活用業務に関する市場において濫用した場合、当該市場における公正な競争を阻害し、もって、固定系ブロードバンド市場及びF T T H市場における公正な競争を阻害

するおそれもあると考えられる。

このため、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、②、③の状況とあわせて、ステップ2)において確認することとする。

②ボトルネック設備との関連性

本件活用業務を営むためにNTT東日本が構築又は調達するサーバ設備は、同社からの届出書によれば、市販で調達可能なものであるとともに、同社のNGNや地域IP網の一部として設置されたり、これらのネットワークにSNIを介さずに直接に設置されるものではなく、これらとは別個に構築又は調達することとしており、また、本件活用業務は、これらのネットワーク特有の機能と一体として提供したり、このような機能の利用を必須の前提としたりするものではないとしている。

また、本件活用業務は、NTT東日本のフレッツ光ネクスト、フレッツADSLといったNGNや地域IP網を利用したブロードバンドサービスの利用者がこれらのネットワークを経由して利用することが想定される場所であるが、同届出書によれば、本件活用業務の提供に当たっては、他の電気通信事業者の電気通信回線においてもインターネット接続回線を介して利用可能とするとしている。

上述の本件活用業務のサービス形態に鑑みれば、インターネット上にサーバ設備を設置しても同種のサービスの提供が可能である観点からは、ボトルネック設備への依存度は大きいものではないと考えられるが、サービス内容によっては、NGNのSNIを介して提供する場合もあり、当該観点からは、ボトルネック設備と一定の関連性が認められる。

また、本件活用業務の提供に当たってはNTT東日本のNGNや地域IP網に固有の機能の利用が必須の前提ではないとされているものの、例えば、NGNのみが実装する機能とあわせて提供されることにより、他の電気通信事業者のネットワークを経由する場合において本件活用業務の内容が相当程度に制限される等の場合には、実質的に本件活用業務がボトルネック設備との関連性が高まる可能性もある。

したがって、上記の観点から、NTT東日本が届出書において講ずることとしている措置が公正な競争を確保するために適切なものであるかについて、①、③の状況とあわせて、ステップ2)において確認することとする。

③市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

本件活用業務は、NTT東日本が自ら構築又は調達するサーバ設備を用いて、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、メール等送受信サービス、又はそれらを組み合わせたものを提供するものであり、また、NTT西日本と連携したサービスの提供は、現時点において、予定していないことから、NTT東西の連携による競争阻害的な要素の拡大はないものと考えられる。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本件活用業務について、ガイドライン別紙「NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置」に掲げる7つの項目ごとのNTT東日本が講ずるとしている措置の概要及び当該措置に関する考え方は次のとおりであり、NTT東日本からの届出書に記載されたとおりにこれらの措置が講じられる限りにおいて、本件活用業務は、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれるものであると考えられる。

① ネットワークのオープン化

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、アプリケーションについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、ユーザデータの複製・保管及びメール等送受信についても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。これらに加え、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNIへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであって、IP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの、当社が公募により調達したインターネット接続回線及び県間伝送路と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものである。

また、本業務を提供するサーバ設備は、既存の当社のIP通信網とは別個に構築または調達するものである。

インターネット接続回線の調達においては、接続事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施している。また、県間伝送路を調達する場合においては、中継事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達する考えである。

加えて、地域IP網及び次世代ネットワークについては、既に接続約款において、接続料を

設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものとする。

また、次世代ネットワークのSNIについては、接続に必要なインタフェース条件を既に開示するとともに、具体的メニューについて契約約款に規定しており、他事業者も利用可能となるようオープン化措置を講じている。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

【総務省の考え方】

N T T東日本が本件活用業務に用いるサーバ設備は、競争事業者も同様に市販で調達可能なものであり、かつ、アプリケーション及びユーザデータの保管・複製及びメール等送受信についても、既に市場に普及しているアプリケーション及び技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いるとともに、本件活用業務の提供に当たっては、上述のとおり、同社のN G Nや地域 I P網に特有の機能の利用を必須とはしないとしている。

また、同社のN G N及び地域 I P網については既に接続約款において接続料を設定する等、接続条件を開示しているとともに、競争事業者もS N Iを介して同様のサービスを提供できるように必要なオープン化措置を講じているとしている。

また、本件活用業務において、サーバ設備を用いた役務提供とあわせてN T T東日本が料金設定を行う当該サーバ設備とインターネットを接続する回線設備については、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施している。

加えて、競争事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件について、既に接続約款において規定する等のオープン化措置を講じており、以上を踏まえれば、競争事業者も同様の業務の提供が可能であるといえる。

さらに、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていくとしている。

したがって、この限りにおいては、競争事業者も本件活用業務と同様の業務を営み得ると考えられ、ステップ1) ①、②の観点からも、新たにネットワークのオープン化のための措置を講じる必要は認められない。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであり、アプリケーションについても、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスについても、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであり、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いて、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNIへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであって、IP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの、当社が公募により調達したインターネット接続回線及び県間伝送路を組み合わせることで対応するものであり、サーバ設備との接続の条件については、インターネット接続回線の公募調達においてインタフェース条件等を開示しているものである。

加えて、本業務に用いる地域IP網及び次世代ネットワークについては、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインタフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

さらに、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格(個別の費用負担を求めないものを含む。)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本が本業務に用いるNGN及び地域IP網については、接続に必要なインタフェース条件を接続約款に規定済みであり、競争事業者も利用可能であるとともに、サービス追加にあわせて、必要なネットワーク情報を開示していくとしている。また、NGNのSNIのインタフェース条件は既に開示されており、競争事業者も利用可能となっている。

また、同社が本件活用業務を営むために用いるサーバ設備との接続条件については、インターネット接続回線の公募調達に際し、インタフェース条件を既に開示しているとしている。

さらには、競争事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、迅速かつ合理的な価格で、必要不可欠なネットワーク情報を提供するとしている。

したがって、ステップ1) ②に関し、NGNや地域IP網に特有の機能の利用を必須の前提としないこと等、NTT東日本が届出書に記載していることとあわせ考えれば、競争事業者が必要に応じサーバ設備の調達等を通じて同様の業務を行い得ると考えられることから、必要な措置が講じられているものと認められる。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、アプリケーションについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスについても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。これらに加え、必要に応じて、当社の次世代ネットワークへのSNIへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可(平成15年2月19日及び平成20年2月25日)等に係るISP接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであって、IP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの、当社が公募により調達したインターネット接続回線及び県間伝送路と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も同様に提供可能なものであり、他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合に、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本が届出書に記載しているとおり、本件活用業務が市販で調達可能なサーバ設備や既に市場で普及しているアプリケーションや技術のほか、公募調達されたインターネット接続回線、NTT東日本のネットワークに特有の機能を必須としないものである等、競争事業者が同等のサービスを提供できるものである限りにおいて、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっては公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正(平成23年11月30日施行)を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書(平成26年6月30日)に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。

ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。

iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害することが明らかな場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、既往の措置に加え、平成23年11月30日に施行された電気通信事業法の改正を踏まえ、顧客情報監理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図るとしている。この旨を記載した平成27年6月30日に提出を受けた禁止行為規定遵守等報告書について、当該内容の妥当性等の確認を実施しているところである。

また、公正な競争を阻害することが明らかな場合には既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしているほか、本件業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあつては、自ら営業活動を行う場合と同様に顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

したがって、これらの措置の徹底が図られる限りにおいて、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えられ、直ちに電気通信事業の公正な競争の確保に支障を来すものとは認められない。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務に係る収支を、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算等を行うことにより、子会社等に委託する場合も含め、その他のサービスに係る収支と分計するとしている。また、利用者料金についても、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務の実施にあたって用いる設備は、市販で調達可能なサーバ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、アプリケーションについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用い、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスについても、既に市場で普及している技術のほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。

さらに、本業務は、必要に応じて、当社の次世代ネットワークのSNIへの接続、既存の当社のIP通信網及び活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係るIS

P接続機能を利用したISP事業者が提供するインターネット接続サービスであってIP通信網サービス契約者が契約したISP事業者のもの、当社が公募により調達したインターネット接続回線及び県間伝送路と同様の回線を組み合わせることで、他事業者も提供可能なものであり、オープンな接続性を確保し十分な情報提供に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

また、サーバ設備の接続条件については、インターネット接続回線及び県間伝送路の公募調達において、インタフェース条件等を開示しており、関連事業者の公平な取扱いを確保している。本業務で用いる地域IP網及び次世代ネットワークについては、接続に必要なインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、また、本業務が次世代ネットワークのSNIへ接続する場合には、関連事業者が接続する場合と同等の条件及び費用負担により接続することから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

本業務においては、インターネットに接続してメール等送受信を行う際に、送受信先がメールアドレスとなる場合は、提供事業者やサービスによる特段の制限を設けていないこと、また送受信先がメールアドレス以外の固有のIDを用いる場合は、他事業者から具体的な連携を要望されたときは当該事業者との協議を行うことにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

なお、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は当面予定していない。

今後、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続を行う場合においては、接続約款の規定に基づき接続する等、他事業者との接続と同等の条件で行うこととし、営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本件活用業務を営むに当たり、自らが料金設定をすることとしているインターネット接続回線及び県間伝送路の調達に際して、インタフェース条件等を明らかにした上で公募を行っており、関係事業者の公平な取扱いを確保することとしている。

また、本件活用業務においては、インターネットに接続してメール等送受信を行う際に、送受信先がメールアドレスとなる場合は、提供事業者やサービスによる特段の制限を設けていないこと、また送受信先がメールアドレス以外の固有のIDを用いる場合は、他事業者から具体的な連携を要望されたときは当該事業者との協議を行うことにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えであるとしている。

なお、本件活用業務においては、他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は当面予定しておらず、接続及び営業面等での連携を行う場合において競争事業者との実質的な公平性の確保に努める考えであるとしている。

さらに、本件活用業務が届出書の範囲内で行われる限り、競争事業者が同種の業務を営む際に、NTT東日本のネットワークに特有の機能の利用が必須であることはなく、競争事業者もサーバ設備やインターネット接続回線等の調達等を通じて同様の業務を営むことが可能であり、また、本業務においてNGNのSNIを介する場合にも、競争事業者が利用する場合と同等の条件及び費用負担で利用するとしている。

したがって、この限りにおいて、ステップ1) ①、②の観点からも、関連事業者の公平な取扱いは確保されていると考えられる。

⑦ 実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧、インターネット接続回線及び県間伝送路調達の募集案内及び社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

・費用(収益)項目一覧:

経営上の秘密に属する情報に該当するため。

・インターネット接続回線及び県間伝送路調達の募集案内:

公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高める恐れがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した守秘契約を結んだ上で、個別に開示している。

・社内文書・規程類等の一部:

コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

上述の項目①から⑦までに関し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じて実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対応を行っていく考えである。